（地方環境事務所に置く支所）

第五十一条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　支所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
県北支所	福島市	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、相馬郡のうち飯舘村
県中・県南支所	郡山市	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡のうち富岡町、双葉町及び葛尾村
浜通り南支所	双葉郡広野町	会津若松市、いわき市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、双葉郡のうち広野町、楢葉町、川内村及び大熊町
浜通り北支所	南相馬市	相馬市、南相馬市、双葉郡のうち浪江町、相馬郡のうち新地町

3　支所は、第五十三条に基づき、第三十六条第一号から第七号、第三十七条第一号から第四号、第三十八条第一号から第九号及び第四十四条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第五十二条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第九号まで及び第十七号から第三十二号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第	（略）	（略）

（新設）

（管轄区域の特例）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
第三条第十三号及び第十四号、第四条第一号から第十号まで及び第十七号から第三十二号まで、第五条第一項第一号から第二十一号まで、第七条第一号から第五号まで、第七号及び第十	（略）	（略）